

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させられるよう、働きやすい環境をつくり、全ての従業員が能力を十分に発揮できるよう、行動計画を策定いたします。

計画期間

平成28年4月25日～平成30年5月31日

目標1

育児、介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(対策)

社内メールやイントラネットを使い、育児介護法に基づく諸制度等を掲載して周知に努める。

目標2

所定外労働時間の削減のための措置の実施

(対策)

作業人員の配置や工程、人数を見直し、全員が協力し合って負担を軽減させる。所定外労働時間の発生原因を分析し、所定労働時間内に終了するように努める。ノー残業デーを設定し、実施する。

目標3

子どもを育てる労働者が利用できる次の措置の実施
始業・終業時刻の繰上げ又は繰り下げ制度の検討を行う。

(対策)

子育てを行う従業員を対象に、時差出勤の要望を聞きとり、制度の検討を行う。